

次期大阪府国民健康保険運営方針（素案） 概要

ポイント

本方針は、「**全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営**」を実施するべく、府と43市町村の国保が「**大阪府で一つの国保**」として、基本的な考え方となる二本柱を運営の基本として、府と市町村の適切な役割分担に基づく三つの施策を推進し、めざす方向性について共有するための方針として策定する。

I 基本的事項（P.1）

- 根拠規定 国民健康保険法第82条の2
- 策定年月日 令和5年12月（予定）
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間（策定後、3年をめどに必要な応じて見直し）

国保制度のあるべき姿

- ・ 国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
- ・ これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

II 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方（P.2,3）

基本的な考え方

- 「大阪府で一つの国保」として、
- 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
 - 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
- の二本柱を運営の基本とする

三つの施策

- ① 保険財政の安定的運営
 - ② 予防・健康づくり、医療費の適正化
 - ③ 事業運営の広域化・効率化
- の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

めざす方向性

被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現

① 保険財政の安定的運営

Ⅲ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (P.4～15)

- ・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る

- 本市においては、これまで、急激な保険料の上昇を抑制し、被保険者の負担を年度間で平準化する必要がある場合などにおいて、法定外の一般会計繰入を行ってきた。
- 保険料の府内完全統一後は、市町村単独での保険料の抑制、その他運営方針に掲げる事由による一般会計繰入は行わないことが原則となる。
- そのため、大阪府全体として保険料の抑制・平準化を図るための財政調整の仕組みを構築する。

Ⅳ 市町村における保険料の標準的な算定方法 (P.16～20)

- ・市町村標準保険料率は府内完全統一
- ・市町村ごとの医療費水準は反映しない

- 府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となる。

- ・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る

- 事業費納付金を通じた保険料抑制
- 財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保
- 府財政安定化基金の財政調整機能の活用 等

Ⅴ 市町村における保険料の徴収の適正な実施 (P.21～23)

- ・収納率の向上を図るための目標収納率の設定
- ・目標収納率達成に向けた取組の推進
(収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応)

- 大阪府における収納率は、上昇傾向にあるものの、依然として全国平均を下回っている。
- 保険財政の安定的な運営や保険料の抑制、公平性の確保の観点から、収納率の向上は非常に重要であるため、府全体の取組として、収納方法の多様化や収納対策の強化を図っていく。

Ⅵ 市町村における保険給付の適正な実施 (P.24～27)

- ・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化
- ・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

- 市町村の判断により簡素化が可能とされている高額療養費の支給申請手続きについて、全年齢の被保険者を対象として簡素化を実施する方向で進める。

② 予防・健康づくり、医療費の適正化

Ⅶ 医療費の適正化の取組 (P.28～32)

- ・ 保健事業（健康づくり、生活習慣病重症化予防等）の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす
- ・ 施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施
 - 医師会等との連携の強化等により、特定健診等の実施率向上に取り組む。
 - レセプトデータや健診データ等の活用により、重症化リスクの高い方への受診勧奨等を進める。

Ⅸ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 (P.35)

- ・ 地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携
 - 国保部門の取組と保健医療・福祉サービス等に関する諸施策との有機的な連携を進める。
 - 国保の保健事業と、後期高齢者医療制度の保健事業及び介護保険の地域支援事業との一体的な実施などの取組を推進する。

③ 事業運営の広域化・効率化

Ⅷ 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進 (P.33)

- ・ 被保険者証（資格確認書）の様式・更新時期・有効期間等の統一
 - 様式等について、「別に定める基準」として府内統一の基準を設ける。
 - より良い医療の提供と被保険者の利便性の向上のため、マイナ保険証の利用者数向上に継続して取り組む。
- ・ 広報事業の共同実施（府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動）
 - 制度改正等に関する周知や医療費適正化の啓発などの広報事業について、府と市町村が連携し、広域的・計画的に実施する。

Ⅹ 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 (P.35,36)

- ・ 府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、P D C Aサイクルに基づく進捗管理の実施
 - 大阪府・市町村による国保運営に係る協議の場として、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議を引き続き設置し、連携を図る。
- ・ 府と市町村が一体となって進めるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整